

富田林市イメージキャラクター募集要項

1. 趣旨

平成 22 年（2010 年）に富田林市は、市制施行 60 周年を迎えます。これを機に富田林市のイメージキャラクターのデザインと愛称を募集します。

2. 主催 富田林市

3. 応募内容

富田林のまちのイメージを端的に表現し、富田林を P R できるような独自性があり、どの世代からも親しまれるようなかわいらしいもの。

※イメージキャラクターのデザインだけでなく愛称もセットで応募してください。

※イメージキャラクターは市制施行 60 周年記念事業終了後も使用する予定ですので「60」の文字は使用しないでください。

4. 応募期間 平成 21 年 11 月 2 日（月）～平成 21 年 12 月 11 日（金）消印有効

5. 応募資格 年齢、富田林市在住等を問いません。

6. 応募条件

一人何点でも応募できますが、応募用紙 1 枚に 1 点、未発表の本人作成のものに限ります。また、色彩、技法は自由ですが、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは選考対象になりません。

また、応募に際しては、「最優秀作品に選ばれた場合は、一切の知的財産権を富田林市に譲渡する旨」の承諾してください。（応募用紙に署名してください。）

7. 応募方法

所定の応募用紙に住所、氏名、年齢、職業等の必要事項を記入のうえ、郵送または持参してください。Eメールでの応募は受付しません。

※作品及び関連資料の作成並びに送付にかかる費用は、応募者負担とします。

※応募用紙は市ウェブサイトからダウンロードしていただくか、市役所 5 階（政策推進課）もしくは市内の公共施設にて配布しておりますので、そちらをお使いください。

8. 選考方法

選考は富田林市イメージキャラクター選考委員会において行い、厳正な審査を経て最優秀賞と佳作を決定します。

9. 賞

- 最優秀賞（1点） 賞金3万円
- 佳作（3点程度） 図書カード3千円分

10. 最優秀賞の発表

- (1) 最優秀賞は平成22年1月中旬ごろ本人に通知し、表彰します。
- (2) 最優秀賞は広報とんだばやし及び市ウェブサイトで発表します。
発表内容：住所（町名まで）、氏名、年齢、職業

11. 作品の取り扱い

- (1) 応募された作品はお返ししません。
- (2) 最優秀作品につきましては、著作権、著作権及び商標権等、一切の知的財産権は富田林市に帰属するものとします。（最優秀作品以外の応募作品については、作者に帰属します。）
- (3) 最優秀作品は、一部補正、修正して使用する場合があります。また、キャラクター名についても選考委員会の判断により変更する場合があります。
- (4) 最優秀作品は、60周年記念事業終了後も富田林市のPRのために使用する予定です。

12. 応募先・問い合わせ先

〒584-8511 富田林市常盤町1-1 富田林市役所 政策推進課あて
TEL 0721-25-1000（内線515）
※持参される場合は、平日の9:00～17:30にお持ちください。